

## 阪急吹田駅前西第一自転車駐車場壁面センスアップ業務仕様書

### 1 業務名

阪急吹田駅前西第一自転車駐車場壁面センスアップ業務

### 2 履行場所

阪急吹田駅前西第一自転車駐車場

### 3 概要

#### (1) 目的

吹田市シティプロモーションビジョンには本市の強みのひとつとして「景観に配慮されたまち」を掲げている。しかし、本市の公共施設については老朽化したものが多くあり、市民の市への愛着形成を促すためにはそれら老朽化した公共施設と周辺景観との調和を図ることが重要である。

本事業については、当該自転車駐車場を美装化し、周辺環境との調和を図ることでまちに新たな魅力を付加し、さらに対面するいずみの園公園や吹田市文化会館（メイシアター）を含めた周辺地域の更なる魅力向上を目的とし実施するもの。

#### (2) 基本的な考え方

##### ア 環境配慮製品の使用について

使用するすべての資材について、グリーン購入法適合商品やリサイクル製品等の環境配慮製品を活用し、美観のみならず、温暖化対策を含めた環境配慮への姿勢を示すことでさらなるイメージアップを図ること。

##### イ 周辺景観と調和した全体的なセンスアップについて

景観に配慮された住みよいまちとして、吹田市への愛着形成が促されるようなセンスアップに資する壁面の美装化により、その周辺一帯のイメージを向上させること。

### 4 仕様等

別紙「完成イメージ図」を参照の上実施すること。

なお、使用する資材については、別紙「吹田市環境物品等調達方針」に従いグリーン購入法適合商品やリサイクル製品等の環境配慮製品を利用すること。

#### (1) 緑化部

つる性植物を用いた登攀型緑化とし、本事業の目的に沿った植物の成長が可能な資材を用いること。また、植物の成長には時間がかかることから、本事業の目的を踏まえ、植物が成長する間における景観にも配慮し、ハンギングプランター等を活用し緑化を行うこと。なお、つる性植物を植えるプランター及びハンギングプランター等については、緑化部以外の壁面の色と同色または、それに類する色とすること。

## (2) 緑化部以外の壁面

緑化部以外の壁面については、タイルまたはルーバーと塗装を組み合わせ美装化を図ること。なお、タイル及び塗装のどちらの色も、緑化部を際立たせることを目的にダークブラウンなど、明度・彩度ともに低いものとする。

また、タイルについては、「吹田市環境物品等調達方針」に従い、かつ、良質なものを活用すること。

## (3) フェンス、自転車駐車場2階屋根

フェンス及び屋根について、塗り替えを行うこと。緑化部以外の壁面の色と同色または、それに類する色とすること。なお、塗り替え時には防錆加工も施すこと。

## (4) 事務室屋根（テント）

事務室屋根については、他の塗装面等と同色を用いたテントに張り替え、管理室であることがわかるよう、サインを設置すること。

## (5) サイン

建物正面には自転車駐車場名称、阪急吹田駅改札側にはメイシアター及び商工会議所道案内に関するサインも設置すること。

## (6) 広告

自転車駐車場階段部については、受注者の広告を掲出することができる。広告イメージについても本事業の目的を踏まえ作成し、施工前に受注者にその内容の可否を確認するとともに、建築基準法・吹田市景観まちづくり条例など広告掲出にかかる法令を遵守すること。また、広告を掲出した場合は10年程度を耐用年数とし、それに相当する広告掲出料について事業費から差し引きを行うこと。

## (7) 照明

新たに夜間景観を形成することを目的に、照明を設置すること。照明の色・設置場所等については、発注者との協議によって決定すること。

## 5 協議

業務の実施にあたり、下記の者と必要な協議を実施し、その実施結果を速やかに報告すること。

### (1) 道路管理者

道路（歩道）にプランターなどを設置する場合には、その内容等道路管理者の指定する事項を報告し、実施の可否等確認すること。

### (2) 施設管理者

業務実施にあたり、当該自転車駐車場利用者の利用を妨げる（一時的な利用停止など）必要がある際には、その内容・期間等施設管理者が指定する事項を報告し、その指示に従うこと。

### (3) 警察

道路（歩道）にプランターなどを設置する場合には、その内容等警察が指定する事項を報告・協議のうえ、道路占有許可申請を行うこと。

(4) 吹田市都市計画部都市計画室景観担当

本事業については、単なる緑化ではなく景観向上を図ることが重要であるため必要に応じて、助言を求め計画に反映すること。

(5) 関西電力

業務実施にあたり、電線の保護等が必要な場合があるため、実施内容について関西電力へ報告し、必要な措置について指示を受けること。なお、それらの措置を講じた場合に必要な費用については、受託者の負担とする。

(6) その他

実施内容によって、上記以外のその他関係機関との協議・調整等が必要な場合は、受託事業者の責任によって実施し、その内容や結果を速やかに報告すること。

## 6 検査

業務完了後、本市職員の完了検査を受けること。完了検査時に補正箇所が見つかった場合は、速やかに補正のうえ再検査をうけること。

## 7 提出書類

(1) 契約締結後速やかに下記の書類を提出すること。

工程表、現場責任者届出書（経歴書含む）、現場作業者名簿、吹田市暴力団の排除等に関する条例に基づく誓約書

(2) 業務開始前に下記の書類を提出し、業務開始の許可を得ること。

施工図面、資材詳細一覧及びカタログ等、公官庁等の許可証（許可証等が無い場合は協議録）

(3) 業務完了後

竣工図面、業務前後写真、植物の生育等にかかる今後のメンテナンスに必要な資料

## 8 注意事項

(1) 本事業は、履行場所周辺のイメージアップのため実施するものであることから、施工イメージ等については本事業担当者と綿密に協議を行い、必要な修正をおこない施工を開始すること。

(2) 業務の実施に必要な資材置き場は、受注者の責任により用意し、管理すること。また、それにかかった費用についても受注者が負担すること。

(3) 事業開始前に、当該自転車駐車場の利用者・歩行者等に対し実施期間・内容

など事前の周知を行うこと。

(4) 植物については、暑さ・寒さのどちらにも強い常緑の品種を選定すること。

なお、品種は1種類でも複数種類でも可とする。

(5) フェンス及び2階屋根の塗装にあたっては、必要な養生を行うとともに、自転車駐車場利用者の利用の妨げとなる場合は、その影響が最小限になるよう、注意すること。また、利用ができない場合においては、代替措置も講じること。なお、塗装にあたり利用者の自転車を汚損した場合は、受注者の責任により利用者への補償等を行うこと。